

隔月刊

2019

7

絆の輪

KIZUNA
no
“WA”

km

税理士法人 絆

事務所通信 vol.169

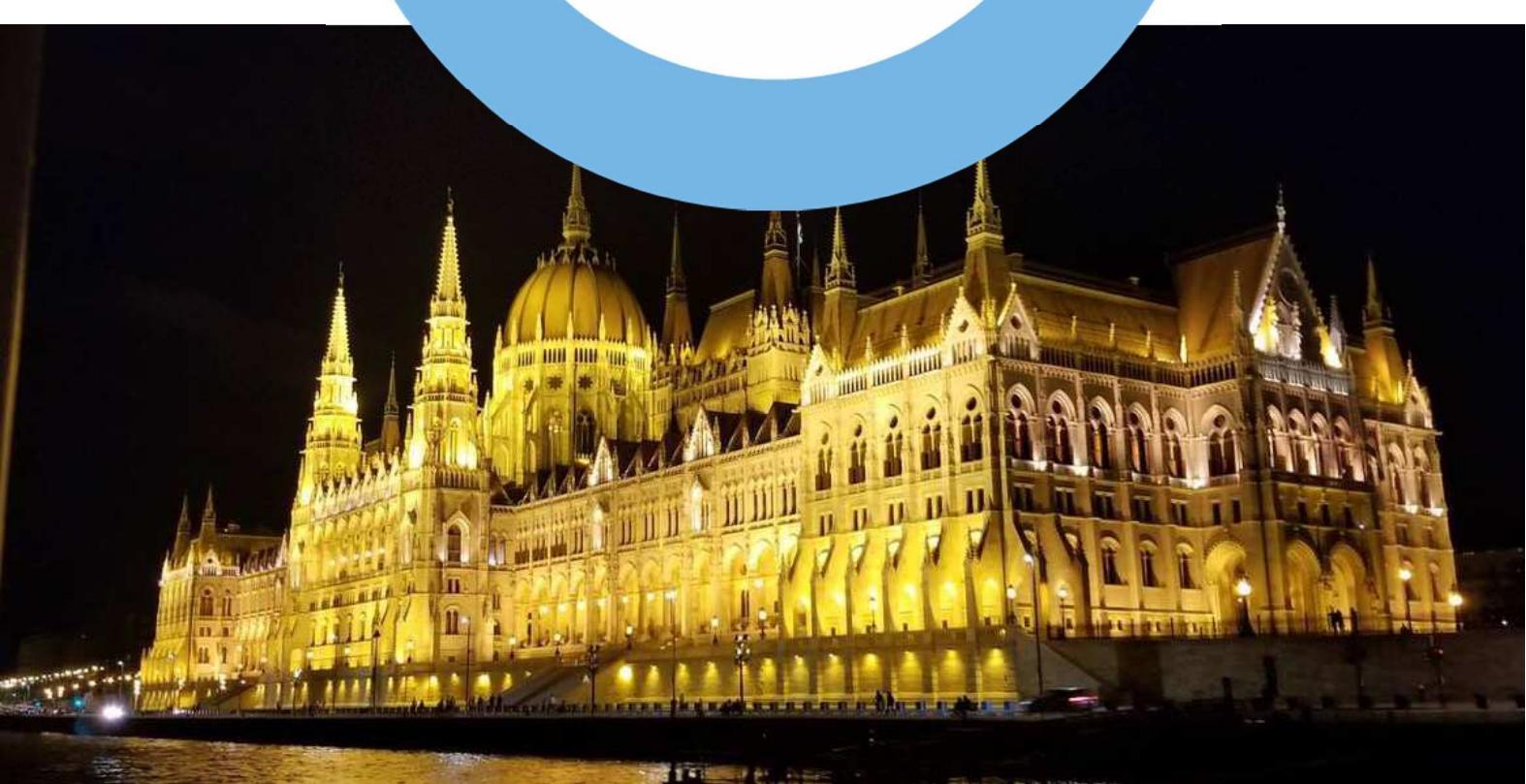


PHOTO: ドナウ河畔の国会議事堂
(ブダペスト)

～二度といけない旅
シリーズ 2019～

『ボヘミアンラプソディに魅せられて』

いよいよ熊本の夏がやってまいりました。皆様におかれましてはご健勝におすごしのこととお喜び申し上げます。私の職業柄、年末から3月一杯、そして5月までは超多忙な時期が続きますが、6月から8月あたりまではホッと一息の時季になります。そこで恒例の“二度といけない旅”を6月中旬に挙行いたしました。今年の旅行先は映画のタイトルに因み、中央ヨーロッパのボヘミア地方の国々、チェコ～スロバキア～オーストリア～ハンガリーです。尚、ボヘミアンとは自由奔放な生活をしている人たち（＝ジプシー）を指します。福岡空港を飛び立ちモンゴルからロシアの大平原を越え、10時間半。ヘルシンキ空港は冬の名残の中、待ち焦がれた初夏の日差しを楽しむ人たちで混雑しておりました。ヘルシンキにてヨーロッパ国内便に乗り換

え、一番目の訪問地チェコの首都プラハへ。『世界一美しい村』と言われる世界遺産のチェスキークルムロフへ。ここはまるで中世の佇まい。ハプスブルク家の残影。しばしあ伽話のような世界を彷徨いました。翌日はオーストリアのウィーンへ。シェーンブルン宮殿内の老舗レストランにて夕食の後、コンサートを楽しみ、ベルベデーレ宮殿では世界的な名画といわれるクリムトの『接吻』を鑑賞。ウィーンは常に芸術の都。優雅な一夜を堪能しました。次はハンガリーの首都ブダペストへ。ドナウ川に映る夜景を鑑賞しながらのナイトクルーズ……

今回はヨーロッパの中でも特に歴史を感じさせてくれる4か国の旅。

いつになく豪華で平穏無事な旅を楽しむことができました。（*^。^*）

皆様のご健勝と事業の益々のご繁栄を祈念申し上げます。



チェスキークルムロフの街
(チェコ)



2019年7月1日 所長 隅部幸一



軽減税率への対応準備はできていますか？

令和元年10月1日から、消費税率引き上げと軽減税率が導入される予定です。

飲食料品及び新聞は軽減税率（8%）が適用され、その他は標準税率（10%）が適用されます。

皆さんへの影響と対応すべき事項について、簡単にご説明します。

請求書に記載すべき項目が増えます

軽減税率導入にあたり、請求書の様式を変える必要がある事業者が出でています。

同じ請求書の中に税率の異なる物品、サービス等が記載される場合には、税率毎に集計し、それぞれ区分して金額を表示（区分記載請求書の発行。下図参照）する必要があります。

区分記載請求書等の記載事項		
【区分記載請求書等に記載すべき事項】		
① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称	② 課税資産の譲渡等を行った年月日	③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 (軽減対象資産の譲渡等である旨)
④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）	⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	

右側は、区分記載請求書の例示です。

請求書		
(株)○○御中	△△商事㈱	××年11月30日
11月分 131,200円（税込）		
日付	品名	金額
11/1	魚（8%）	5,400円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
...
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

国税庁：「消費税軽減税率制度」の手続きより

例えば、お土産付パック旅行の場合には、全額が軽減税率の対象となりません。明細に飲食料品や弁当代等が明記されていたとしても、事業者は旅行という包括的な一つのサービスを消費者に提供していることとなり、その対価の全体が軽減税率の適用対象とならないため、区分記載する必要もありません。

飲食料品等の販売がない事業者も対応が必要です

飲食料品の販売がない事業者（不動産業、建設業等）は、上記で説明をした区分記載請求書等の発行をする必要はありません。

しかし、一般課税で消費税の申告をしている事業者（簡易課税の選択をしていない課税事業者）の方は、支払った経費が軽減税率の対象かどうかの判定が必要となります。お歳暮の食品（ハムや果物、お菓子等）や、会議時の弁当代、新聞の購読費（定期購読しているもので、週2回以上発行しているもの。電子版を除きます）等は、軽減税率が適用されます。上記の例でも、旅行会社がお土産用として購入したリンゴは8%、乗車券等は10%が適用されるため、注意が必要です。

消費者には優遇措置があります！

税率引き上げのタイミングで、消費者は以下のような優遇措置を受けられます。

- ・令和元年10月1日以降、新車登録をした自家用車の自動車税を1,000～4,500円引き下げ（車種によって軽減される税額が異なります）
- ・住宅ローン控除の特例

令和元年10月1日～令和2年12月31日までに10%の消費税率が適用された住宅を購入して住み始めた方は、所得税・住民税の控除期間が10年から13年に延長されます。また、延長される3年間は住宅ローン残高×1%と住宅の購入価額×2%÷3のいずれか少ない金額の税額控除を受けることができます。

軽減税率に向けて自社で必要な準備はできていますか？レジや請求書発行ソフト等の入替えが必要になった場合、令和元年9月30日までに導入し、代金の支払いまで完了すると、補助金が受けられることがあります。詳細は中小企業庁ホームページにてご確認下さい。また、事前に会計ソフトの税率、課税区分の設定等が必要な場合もあります。詳しくは、弊社までご相談下さい。
(本稿は、令和元年6月10日時点法令によります)



小森良美

Customers introduction

せのうえ電機店様

熊本県中央区迎町にある「せのうえ電機店様」をご紹介いたします。せのうえ電機店様は昭和48年2月創業であり、弊社とも開業当時からお付き合いさせて頂いております。

家電の不具合があるとフットワークが軽くすぐに来て下さるのは、商品だけでなく“安心と便利”を届けられる町の電気屋さんならではだと感じます。

弊社でも不具合がある度にお世話になっております。

熊本地震では店舗に被災がありながらも営業を続けられ、令和元年5月1日の新しい時代の幕開けとともに、前社長から2代目の息子さんへ事業承継が行われました。

また今年中には新店舗も完成の予定です！

新しい店舗では、人とのつながりを大切にされる社長の思いから想いの場も設けられるとのことです。店舗完成時にはぜひ皆様もお立ち寄りください。



左から2代目の瀬上亥佐男社長と前社長



「せのうえ電機店」
〒860-0817 熊本県中央区迎町 2-6-17
電話番号 096-363-1505



寺本由花子

Seminar information

自分と会社のファンを増やす電話応対講座

去る5月29日に「ファンを増やす電話応対講座」を開催しました。

弊社の接遇講師 大坂間美和のセミナーは毎回好評をいただいております。

今回は、毎年開催しておりますテーマで「電話応対」の実践講座でした。

なかなか苦手意識のある方も多い「電話応対」。

ですが、その「声」でファンを増やすこともできます。

実際に受話器を持っての実践練習は、きっとなにかに「気づく」きっかけになるでしょう。基礎、心構えからテクニックまでをしっかり練習できる3時間で、新入社員の方だけではなく、再確認の意味でもお越しになる方が多い講座です。



★今回の参加者の声です★

- *出来るようになってきてこそ、第一声がおろそかになることもあるのだとわかった
- *電話応対の第一印象15秒を意識しようと思った
- *相づちの大切さ、その声のトーンに気を付けたいと思った
- *接客を通して自分の価値観・人間性を成長させたい
- *きちんと声に感情をのせて話すことを実践していきたい

弊社では、接遇や税務、その他さまざまなセミナーを開催しております。

ホームページでもお知らせをしておりますので、興味があるセミナーがございましたら、お問い合わせくださいませ。



研修委員会 梶橋慶子

リスクマネジメント委員会

「リスクマネジメント」…聞きなれない言葉かと思いますが、具体的には、

- 生命保険等を活用して個人や企業の万一に備えること
- 万一が発生してしまった際の損失を抑えること



をいいます。これは企業の存続は勿論のこと、経営者や従業員、ご家族のその後の生活にも関わる、非常に重要な備えとなります。

当事務所のリスクマネジメント委員会は、職員への毎月の研修や最新の情報収集を行っている専門の委員会です。当事務所では委員会を中心に、お客様の身に万一が起きてしまった際に必要となる※保障額を算定し、ご説明しております。会社の経営状態・財務状況を把握させていただいているからこそ、本当に必要な保障額を算定することが可能であり、無駄のない保障をご提案することができます。また、お客様に必要な安心保障を確保するため、各保険会社と提携し、活動を行っております。安心のご相談は監査担当者またはリスクマネジメント委員会までお問合せ下さい。



※保障額とは、事業主様や代表者の方等に万一があった場合、残されたご家族や企業を守るために必要となる金額のことです。企業の保障「企業防衛準備金」、ご家族の保障「役員退職慰労金準備資金」など、用途別の算出が必要となります。



委員長
渡邊崇茂

Coffee Break

ジョギング始めました！



運動不足とダイエットを兼ねてジョギングを始めました。まだ、ゆっくりしか走れませんが、走ることにだんだん慣れてきたように思います(*^。^*)コースは、江津湖や熊本運動公園などです。走りながら、小鳥のさえずり、湧水のせせらぎ、緑いっぱいの自然に心も癒されています。

写真は夕日がきれいな江津湖です。ジョギング後に温泉へ寄るのも楽しみですし、温泉後のアイスや飲み物は格別に美味しい感じます。（確かダイエット目的ではず

でしたが、、、(^^;)）いつかは熊本城マラソン出場♡を夢見ていますが、とりあえず 11 月のリレーマラソン出場を目標として練習に励んでいます。せっかく始めた良い習慣ですので、このまま続くように頑張いこうと思います。



中山洋子

Kizuna's Info

制服が新しくなりました

夏の制服が新しくなりました。新しい制服は紺色の生地にウエストでの切り替えや斜めストライプが全体をすっきりと見せてくれます。爽やかな印象を与えるウエスト部分の白ラインがポイントですが、これがなかなかの曲者です。別名「戒めライン」。ちょっと食べ過ぎると、この戒めラインが「これ以上食べるな！」とストップをかけるのです(>_<)とはいえ、涼しく爽やかな制服で今年の暑い夏を快適に過ごします！



税理士法人 紼は事務所ホームページにてセミナー案内等の最新情報や動画配信をおこなっております。随時更新しておりますので、ぜひご覧ください。



税理士法人 紼

検索

<http://www.kizuna-tax.jp>

